

	項目	解説
あ行	ISO14001	環境への負荷を低減させることを目的に、組織の事業活動全般を管理・改善していく環境管理システムの国際規格のことです。
	エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのことです。
	ESD(持続可能な開発のための教育)	「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」をいいます。
	エコアクション21	環境省が策定した環境マネジメントシステムのことです。中小企業者でも自主的・継続的な環境配慮の対する取組が展開できます。さらに、その取組結果を公表できるように工夫されています。
	エコドライブ	穏やかな運転(急停車・急発進・急加速等しない)を行うことにより、燃料を節約して二酸化炭素の削減に寄与する運転技術です。
	エコツール	県内で実施される体験学習会やイベントなどで使用する環境学習用資材のことです。県未来環境推進課や県地球温暖化防止活動推進センター等で貸し出しています。
	エコマーク	資源の再生利用によってつくられ、環境にやさしい商品に付けられるマークで、環境省の指導のもと(財)日本環境協会で認定されています。
	NPO(民間非営利組織)	営利を目的とせず(事業活動によって生じた利益を構成員に分配しないで)、その活動に賛同する人たちからの寄附やボランティアの協力などの支援を受けて、その目的を達成しようとする民間の組織です。
	温室効果ガス	地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称です。代表的なものに二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等があります。これらの排出には、人間の生活・生産活動が大きく関与しています。
か行	環境アドバイザー	学校や地域団体等で主催する環境に関する研修会や自然観察会などに、主催者の要請に応じて、講師や指導者として派遣するため、県において登録している人材です。
	環境カウンセラー	環境省の環境カウンセラー登録実施規定に基づく審査を経て登録され、市民やNGO、事業者などが行う環境保全活動に対する助言を行っています。専門知識や経験を生かした助言により自主的な環境保全活動の促進が期待されており、市民部門と事業者部門の2分野に分けて登録されています。
	環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成5年に制定された法律です。
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	国民一人一人の環境保全に対する意識・意欲を高め、持続可能な社会づくりを目的に、平成15年7月公布、同年10月に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」から8年を経て、環境保全活動や環境教育の一層の推進や幅広い人材育成、協働取組の推進を目的に法律名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に変更し、平成23年6月公布、同年10月に一部が施行され、平成24年10月に完全施行されました。
	環境副読本	学校における環境教育を支援するため、地球温暖化やリサイクル問題など県ホームページに掲載している他、市町でも環境学習用の教材としてガイドブックを作成しています。

用語集

	項目	解説
	環境マネジメントシステム	団体や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。
	光化学オキシダント	大気中の窒素酸加物と炭化水素が強い紫外線によって光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド等の酸化力の強い物質の総称です。光化学オキシダントの大部分がオゾンといわれています。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせることがあります。
	こどもエコクラブ	平成7年度から22年度まで環境省が進める3歳から高校生を対象にした環境に関する活動を目的としたクラブ。平成23年度から(財)日本環境協会が引き続き全国事務局を務めています。
	グリーン・ツーリズム	農山村地域で行う農林業の滞在型体験活動をいいます。
さ行	再生可能エネルギー	自然環境の中で繰り返し発生する現象から取り出すことができるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、廃棄物の焼却発電等をいいます。
	最終処分場	廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいいます。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分されます。
	酸性雨	工場などでの化石燃料の燃焼や火山活動などにより発生する硫黄酸化物や窒素酸化物、塩化水素などが大気中の水や酸素と反応することによって、硫酸や硝酸、塩酸などの強酸が生じ、雨が通常より強い酸性となる現象。狭義にはpH5.6以下の酸性の雨を指します。
	自然公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、その自然とのふれあいを推進すること等を目的に指定された地域で、国立公園、国定公園、県立自然公園があります。
	循環型社会	有限な資源の持続性を確保するため、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなど、あらゆるものを資源として循環または様々なかたちで繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムを実現するための意思を有する社会のことです。
	集団回収等再資源化	自治会や子ども会などが古紙などを回収し、リサイクルすることです。
	人材玉手箱	市町社会福祉協議会が実施している事業で、いろいろな経験や知識を持った人たちの活躍の場を増やし、地域の活性化を目指しています。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念です。
	生物多様性	生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤としても重要です。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっています。
	生物多様性モデル校	生物多様性保全に係る活動として、生きものの保護等に関する活動や地質等も含めた地域の生態系を維持し「生きもののつながり」を守る活動等に取り組んでいる、または取り組む意欲がある学校を県で選定し、活動を支援しています。

用語集

	項目	解説
た行	地球温暖化問題	私たち人間の様々な活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加していることから、大気や海洋の平均気温が上昇し、異常気象や海面水位の上昇など地球規模での取組が必要となっており、県においても平成25年に「長崎県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県民すべてがそれぞれの分野で地球温暖化防止対策の取組を進めることが求められています。
	地球温暖化防止活動推進員	県からの委嘱を受け、地球温暖化防止のための自ら省エネルギー、省資源に取り組むとともに、地域住民へ温暖化に関する情報の提供と温暖化防止活動の普及を図っている者です。
	鳥獣保護区	野生鳥獣の保護増殖と生息環境の保全を図るため、多くの鳥獣が棲む森林、大型鳥獣の生息地、渡り鳥の飛来地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、市街地やその近くで鳥獣が生息するのに適している地域等について、鳥獣保護法に基づき指定している地域です。
な行	長崎県環境基本計画	環境基本法、長崎県環境基本条例に基づき平成12年に策定した、県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
	長崎県環境基本条例	環境の保全に関する基本理念を定め、県・市町・事業者・県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的活計画的に推進することを目的に平成9年に制定された条例です。
	ながさき環境県民会議	県民、事業者、大学・NPO、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取組を実践し、環境への負荷の少ない持続的な社会を形成することを目的に平成24年6月に設置され、低炭素社会や循環型社会の推進に向けて、各主体で自主的な取組を行っています。
	長崎県環境審議会	環境基本法第43条の規定により、環境の保全に関する基本的事項を審議することを目的に設置する機関です。
	長崎県教育活動サポート人材バンク	退職教職員や企業退職者のほか、地域の優れた知識や経験・技能を有する多様な人材を“地域の達人”として県で登録し、県内の様々な教育活動や生涯学習の場へ情報提供を行っています。
	長崎県教育振興計画	教育基本法や長崎県教育方針に掲げる教育理念を実現するため、本県教育の目指す4つの人間像や基本的方向性、その実現のための具体的な取組など、本県教育全般に亘るアクションプランで、平成20年12月に策定された計画です。
	長崎県自然環境保全地域	優れた自然環境を将来に亘って継承することを目的に未来環境条例に基づき指定された地域で、離島部を中心に15箇所が指定されています。
	長崎県生物多様性保全戦略	未来環境条例に基づき、平成21年に策定し、本県ならではの豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来に亘って受け続けるための取組を推進する計画です。
	長崎県地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県知事によって指定、設置されたセンターであり、地域における地球温暖化防止に関する活動を行っています。
	長崎県地球温暖化対策実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、地方公共団体の責務として、区域内における活動から排出される温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施に努めることと規定されており、平成24年に県計画として策定され、県民総ぐるみで地球温暖化防止を推進する計画です。
	長崎県レッドデータブック2011	長崎県の絶滅のおそれのある野生生物種について、その生態や生息状況、減少原因等を2011年にとりまとめたものです。

用語集

	項目	解説
	ながさき県民大学	県民の皆様により多くの生涯学習機会を提供するために、県、市町、大学、高等学校、民間教育事業者などによって実施されている生涯学習講座を体系化し総合的に情報提供を行っている機関です。ここに登録されている講座を「ながさき県民大学講座」と称します。また、受講された学習歴の認定や実施期間に対する支援も行っています。
	生ごみの堆肥化	市町における生活系ごみの減量化の課題として、生ごみ処理が主要な課題となっており、県内各地域で生ごみ減量化リーダーによる生ごみの減量化と有効活用を目的に堆肥化が進められています。
	二酸化硫黄	石油や石炭等硫黄を含む燃料の燃焼時に発生し、大気汚染の原因になります。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。
は行	ばい煙	硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんは燃料、その他の者の燃焼又は熱源としての電気の使用等から発生するすすや固体粒子をいいます。有害物質は、物の燃焼、合成、分解等によって発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物などの人の健康又は生活環境に有害な物質をいいます。
	PM2.5	「浮遊粒子状物質」に記載。
	不法投棄	ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷などの廃棄することをいいます。「廃棄物処理法」では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、罰則が定められています。
	浮遊粒子状物質	浮遊粉じんのうちで、粒子径が10μm以下のものをいいます。粒子が小さいので人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器に影響を及ぼします。さらに粒子径が2.50μm以下の小さな粒子状物質をPM2.5と呼んでいます。
	ブルー・ツーリズム	島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称です。
	分別収集	家庭などから排出されるごみを、処理方法に応じて分類し、収集することです。ごみを効率よく処理するために、「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分けて収集することや、缶、びん、古紙、ペットボトルなどを再資源化するために他のものと分けて収集することをいいます。
	閉鎖性海域	地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域のことです。
ま行	緑の少年団	緑を愛し、緑を守り・育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的な団体です。森林や緑に関する学習、植樹・森林の手入れ、花苗植栽などの緑化活動、緑の募金活動や、森林・緑化イベントを通じた交流活動等を行っています。